

中央省庁等改革の推進に関する方針（抄）

平成11年4月27日

中央省庁等改革推進本部決定

中央省庁等改革推進本部は、中央省庁等改革基本法（以下「基本法」という。）に基づき、これまで、平成10年9月29日に「中央省庁等改革に係る立案方針」を、平成11年1月26日に「中央省庁等改革に係る大綱」を決定し、中央省庁等改革に向けての作業を進めてきたところである。今般、これらの本部決定を踏まえつつ必要に応じ所要の見直しを加え、「内閣法の一部を改正する法律案」ほか16件の中央省庁等改革関連法律案及び「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」、中央省庁等改革関連法律案の関連措置等を内容とする「中央省庁等改革の推進に関する方針」を取りまとめた。

今後、関連する作用法の改正作業、独立行政法人個別法案（仮称）の立案作業等を進めるとともに、新しい体制に対応する予算、組織等についての検討を進め、それぞれ必要な準備作業に鋭意取り組むこととする。

（目次）

- I 国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画
- II 審議会等の整理合理化に関する基本的計画
- III 独立行政法人制度関連
- IV 内閣法改正法案関連
- V 内閣府設置法案関連
- VI 国家行政組織法改正法案関連
- VII 各省等設置法案関連
- VIII その他
- 第1 今後の法案立案作業
- 第2 政策評価
- 第3 新たな省間調整システム
- 第4 国家公務員制度改革
- 第5 その他

III 独立行政法人制度関連

独立行政法人に係る制度に関しては、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1. 独立行政法人制度の趣旨

独立行政法人の制度を設けるに当たっては、事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点の移行を図るため、主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のものとする。

(通則法案第1条、第3条等関係)

2. 公表

(1) 独立行政法人は、通則法案において公表すべきこととされている事項のほか、その独立行政法人の「業務の概要」に関する事項その他のできる限り多くの事項についても併せて積極的に公表することとする。

(2) 公表の方法については、

- ① 公表すべき事項の要旨の官報等による公告
- ② 公表すべき事項を記載した書面を事務所に備え置き、一定の期間一般の閲覧に供すること

に加え、電子媒体でアクセスすることが可能となるような方法等追加的に適切な方法も利用して、積極的に行うこととする。

(第3条等関係)

3. 個別の独立行政法人の目的、業務等

(1) 独立行政法人の名称、目的、業務の範囲、組織、運営、管理その他独立行政法人通則法を補う内容等を定め、独立行政法人を設立し運営するための個別の法令(注)(以下「個別法令」という。)を引き続き整備する。

個別法令においても、独立行政法人の特性に応じた組織、運営が可能となるよう弾力的な仕組みとする。

(2) 独立行政法人の業務等が国民のニーズとは無関係に自己増殖的に膨張することを防止するため、

・ 独立行政法人が行う業務は、個別法令により定められる本来業務及びそれに附帯する業務に限られるものとする、

・ 独立行政法人による出資等は、独立行政法人の本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの以外には認めないものとし、個別法令に定めがある場合に限ることとする。

(3) 個々の独立行政法人の名称については、独立行政法人以外の者が当該名称を使用することを制限し、その名称は、「国立」という文字を用いることを含め、個々の独立行政法人の事務及び事業の内容、独立行政法人化以前の名称等を総合的に勘案しつつ検討するものとする。

(第4条、第5条、第10条等関係)

(注) 個別の法令(「個別法令」)の法制上の措置方法については、今後検討するものとする。以下同じ。

4. 内部組織

(1) 独立行政法人の役員に関するもの以外の内部組織(第7条第2項の従たる事務所を含む。以下同じ。)は、個別法令の業務の範囲で独立行政法人の長がその裁量により決定、変更又は改廃し、主務大臣に通知するものとする。

(2) 上記(1)の独立行政法人の役員に関するもの以外の内部組織についての独立行政法人の長による決定、変更又は改廃は、従来型の組織管理手法の対象外とする。

(第7条等関係)

5. 財産的基礎等

(1) 独立行政法人が出資を受ける場合は、第37条等に定める会計処理の方法に従い資本金として整理する。その場合、個別法令において資本金額に関する規定を置くものとする。

(注) 出資を受けない独立行政法人は、資本金を持たないこととなる。

(2) 政府が独立行政法人に出資する場合には、個別法令において、政府出資額等出資の内容に関する規定を置くものとする。

(3) 個別法令においては、必要に応じて増資方法の規定を置くことができる。当該規定に基づいて具体的に増資を行う際には、中期計画の中で定めるものとする。

(注) 減資は、個別法令その他の法律の定めにより行うものとする。

(4) 個別法令の定めるところにより、政府は独立行政法人に対する金銭以外の土地・建物等の財産の現物出資を行うことができる。またその際は、資産評価委員会の設置など、出資財産の評価に関する規定を置く。現物出資された財産の評価は、出資時の時価を基準とすることを原則とする。

(5) 必要に応じ、独立行政法人は、個別法令の定めるところにより、国有財産を無償使用することができるものとする。

なお、国が、地方税法上の非課税独立行政法人に対して固定資産を無償使用させ、当該独立行政法人自らがこれを使用する場合には、仮に当該資産を国自らが使用していたとしても国有資産等所在市町村交付金の交付対象とされるようなものを除き、同交付金の交付対象としないよう措置する。

(6) 地方公共団体や民間企業など、政府以外の者の出資を受けるためには、個別法令において、その旨及びその他必要な事項を規定するものとする。

(7) 改正後の地方税法第348条第6項に基づく政令は、現在、国有資産等所在市町村交付金の交付対象となる固定資産に対しては、交付金に替わって固定資産税が課税されることとなるよう定めるものとする。

(第8条等関係)

6. 登記

独立行政法人に係る登記令を整備するものとする。

(第9条等関係)

7. 独立行政法人評価委員会

(1) 主務省に置かれる合議制の機関である独立行政法人評価委員会は、主務省ごとに設置されるものであり、その委員は、外部有識者のうちから主務大臣が任命するものとする。

(2) 独立行政法人評価委員会については、その事務局としての事務を行う部局を特定するものとする。

(第12条等関係)

8. 設立

(1) 独立行政法人の新設及び改廃に係る機構管理上の審査を行う場合におけるその審査手続については、独立行政法人制度の趣旨・目的にかんがみ、必要最小限の範囲（業務範囲等）とするとともに、その審査に当たっては、関係資料等を必要最小限とするなど、できる限り簡便なものとするものとする。

(2) 事務及び事業の独立行政法人への移行に際しては、当該事務及び事業に係る権利義務等の承継や引継ぎについて適切な措置を講ずることとする。

(第13～17条等関係)

9. 役員

(1) 独立行政法人の長は常勤とするものとする。

(2) 監事は複数置くものとし、そのうち1名以上は外部の者を起用するものとする。

(3) 第20条第1項第1号及び第2号は、経営に関して高い識見を有する者を含むものとする。

(4) 独立行政法人の長等を公募する場合には、その選任手続は、公正性を担保しつつ適材を得るよう留意するものとする。

(5) 欠格条項については、各独立行政法人の業務の性質等に応じ、個別法令において付加又は軽減して定めることができるものとする。

(第18条～第25条等関係)

10. 業務方法書

業務方法書には、業務の方法に関する事項のほか、業務の委託に関する基準、競争入札等の契約に関する基本的な事項等について定めることとする。

(第28条等関係)

11. 中期目標

(1) 独立行政法人の中期目標は、できる限り数値による等その達成状況が判断しやすいように定めることとする。また、その内容については、各独立行政法人の業務の内容、性格に応じた目標の設定となるよう特に配慮するものとする。

(2) 中期目標の変更は、特段の必要がある場合に限って行うこととし、恣意的な運用によって独立行政法人の自律性・自主性が損なわれないよう配慮するものとする。

(第29条等関係)

12. 中期計画

(1) 中期計画における「予算、収支計画及び資金計画」の「予算」に含むこととされている人件費の見積りは、その算定の基礎として、あらかじめ一定のルールにより見積りを行う方法か、又は計画期間中の人件費総額の見積りを行う方法のいずれかにより行うものとする。当該人件費の見積りは、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用とするものとする。

(2) 中期計画には、施設・設備に関する計画、人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）その他個別の独立行政法人の業務の性格に応じて定められる計画も含むものとする。

(3) 「剰余金の使途」の具体的な考え方については、会計専門家を交えて検討を行うものとする。

(4) 主務大臣による中期計画を変更すべきことの命令は、第30条第4項に定める要件の認定を厳格に行うとともに、その運用に当たっては、認可当時には予測できなかった事情の変化等により、中期計画を変更すべきことを命ずることが真にやむを得ないような特段の必要がある場合に限って行うこととし、恣意的な運用によって独立行政法人の自律性・自主性が損なわれないように特に配慮するものとする。

(第30条等関係)

13. 年度計画

年度計画においては、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を含まなければならないものとする。

(第31条等関係)

14. 各事業年度に係る業務の実績に関する評価／中期目標に係る事業報告書／中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

(1) 独立行政法人評価委員会による独立行政法人の業務の実績の評価は、同委員会が設定する客観的な評価（例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価）基準によるものとする。

(第32条、第34条等関係)

(2) 独立行政法人は、業務運営や役職員の処遇等に関して、独立行政法人評価委員会の評価結果を反映するように努めるものとする。また、年度計画や中期計画の作成に当たっては、独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえるものとする。

(3) 主務大臣は、独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえて、中期目標の設定、中期計画の認可又は独立行政法人の長等の人事等を行うものとし、任期途中の独立行政法人の長の交代もあり得るものとする。

(第32条等関係)

(4) 中期目標に係る事業報告書は、中期目標の達成状況が明らかになるような内容を含まなければならないものとする。

(第33条等関係)

15. 独立行政法人の組織及び業務の全般の検討

主務大臣は、組織及び業務の全般にわたる検討結果を、業務の継続（民营化、業務の改廃等を含む。）、業務運営の方法（中期目標の設定、中期計画の認可等）、組織の在り方、長等の人事等に反映させるよう所要の措置を講ずるものとする。

（第 35 条等関係）

16. 総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会(仮称)

通則法に規定する政令で定める審議会として政策評価・独立行政法人評価委員会(仮称)を総務省に置くものとする。

(1) 政策評価・独立行政法人評価委員会(仮称)の委員は外部有識者のうちから総務大臣が任命するものとする。

(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会(仮称)の事務局機能を果たす部局を特定するものとする。

(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会(仮称)は、独立行政法人に関する公表資料を取りまとめ、公表するものとする(独立行政法人に関する報告のためのブックレット等の定期的作成)。このため、独立行政法人の主務大臣は、公表資料を、政策評価・独立行政法人評価委員会(仮称)に対して提供するものとする。

(4) 政策評価・独立行政法人評価委員会(仮称)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人の主務大臣又は独立行政法人の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

(5) 政策評価・独立行政法人評価委員会(仮称)は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、独立行政法人の主務大臣又は独立行政法人の長以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができるものとする。

(6) 政策評価・独立行政法人評価委員会(仮称)の意見及び勧告については、主務大臣及び独立行政法人は尊重するものとする。

(7) 独立行政法人については、その制度の趣旨にかんがみ、独自の評価等を定期的に行う仕組みが設けられるため、行政評価等の機能との重複を防止するものとする。

総務省が府省の政策を評価するために必要な範囲内で独立行政法人に対して関連する調査を行う場合においても、原則として公表資料又は総務大臣若しくは主務大臣が保有する資料等を活用することとし、これにより難しい場合には、事前に主務大臣を通じて独立行政法人に連絡を行った上で調査を行う等調査が必要最小限のものとなるようにする。

（第 32 条、第 35 条等関係）

17. 財務諸表等

(1) 独立行政法人の会計については、適切に情報開示を行うために、独立行政法人の財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とし、発生主義の考え方を導入する。

(2) 独立行政法人の会計については、その財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、正しく表示するものでなければならない。また、その運営状況を明らかにするため、すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、かつ、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。

(3) 独立行政法人の会計基準は企業会計原則によることを原則とするが、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加えるものとする。そのため、会計専門家を交えて細目について必要な研究を行うものとする。

(4) 独立行政法人に共通に適用される包括的かつ詳細な規定や、各独立行政法人の多様性を考慮し、これを補う内容等の基準を、主務省令等で措置する。当該主務省令等においては、上記(3)の必要な修正を含むものとする。

(5) 主務大臣は、財務諸表を承認後、添付書類とともに財務大臣に通知するものとする。

(第38条等関係)

18. 会計監査人の監査

(1) 会計監査人による監査を義務付ける独立行政法人の規模については、例えば、資本金、運営費交付金の額等を勘案して定めるものとする。

(2) 独立行政法人の長は、監事の同意を得た上で、会計監査人の候補者の名簿を主務大臣に提出し、その選任を求めるものとする。

(3) 会計監査人は、何時でも、独立行政法人の会計の帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、又は長その他の役員(監事を除く。)及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

(第39条等関係)

19. 利益及び損失の処理

(1) 主務大臣の承認により中期計画に定めた剰余金の使途に充てることのできる額は、独立行政法人の経営努力により生じた額とする。

(2) 第44条における会計的な処理の細目については、会計専門家を交えて検討を行うものとする。

(3) 個別法令においては、中期目標期間が終了する事業年度における積立金の処理に関して、例えば半分を国庫納付、半分を内部留保する等、個別の独立行政法人ごとに判断し、規定するものとする。

(第44条等関係)

20. 借入金等

(1) 独立行政法人が長期借入金及び債券発行する場合には、個別法令において、それらを可能とする旨の規定を置かなければならない。個別法令においては、必要に応じ、認可手続、償還計画等の所要事項について、定めるものとする。

(2) 独立行政法人の長期借入金及び債券発行に係る債務について政府が債務保証を行う場合には、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規定にかかわらず、個別法令で定めるところによる。

(第45条等関係)

21. 財源措置

(1) 考え方

ア 独立行政法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではない。独立行政法人への移行後は、国の予算において所要の財源措置を行うものとする。

イ なお、独立行政法人に対する移行時の予算措置に当たっては、移行前に必要とされた公費投入額を十分に踏まえ、当該事務及び事業が確実に実施されるように、十分に配慮するものとする。

(2) 予算措置の手法

ア 独立行政法人に対する予算措置については、主務大臣が予算要求を行うものとする。

イ 独立行政法人に対する国の予算措置については、中期計画に定めるところに従い、運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算編成の中で確実に手当てする。具体的には次のいずれかの方法によるものとする。

[手法1] 中期計画において計画期間中の予算措置の総額を定め、国庫債務負担行為として予算に計上する。各年度予算においては、これを具体的に歳出化する。

[手法2] 中期計画において計画期間中の予算額算定のためのルールや投資計画を定める。各年度の予算編成においては、ルールの具体的適用や投資計画の実現を図る。

(3) 運営費交付金

ア 独立行政法人の事業の運営のため、国は運営費交付金を交付する。

イ 運営費交付金はいわば「渡し切りの交付金」として措置する。国の予算においては、独立行政法人ごとに、例えば一項一目を立て、使途の内訳は特定しない。

ウ したがって、運営費交付金を財源とする独立行政法人の支出予算については、その執行に当たり、国の事前の関与を受けることなく予定の使途以外の使途に充てることができるものとする。また、独立行政法人において年度内に違い残しが生じた場合であっても翌年度に繰り越すことができるものとする。

(4) 施設費等

ア 独立行政法人の施設費等に係る経費であって、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置する。(注)

イ 独立行政法人に対する施設費は、国の予算においては、必要に応じ繰越明許費として計上する。

ウ 措置された施設費等は、上記の枠組みの中で、中期計画に定めた範囲内で弾力的に執行する。

(注) 投資的経費であっても公債発行対象でない経費は、運営費交付金の中で措置する。

(5) 人件費等

ア 所要の予算措置は、運営費交付金の中で手当とする。

イ 運営費交付金の算定の基礎として、人件費等相当額について、あらかじめ一定のルールを定めることができる。

(6) 寄附金・受託収入・手数料等

ア 独立行政法人に対する寄附金、外部からの受託収入、手数料収入、入場料収入等については、別段の定めのあるものを除き、独立行政法人の収入に直接計上することとし、国の会計の歳入・歳出外で扱う。

イ 独立行政法人に対する寄附金については、特定公益増進法人並みの扱いとする等の所要の措置を講ずる。

ウ 改正後の地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の政令で定める独立行政法人とは、個々の独立行政法人ごとに、同項における既存の特殊法人の取扱いとの均衡を勘案しつつ、国の出資の割合、国の関与の度合い、国の財政資金への依存度、法人の業務内容等を考慮して定めるものとする。

(注) 同項の観点からは、出資の全額を国に依存している独立行政法人又は資本若しくは出資を有せずに出資に代えて国有財産を無償で使用する独立行政法人は、多くの場合、この対象になるとの推定が働く。

エ 現在の地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の2各号の規定が独立行政法人に対しても適用されるよう措置するとともに、各号の規定との均衡にも留意しながら、一定の要件のもとでの地方公共団体からの独立行政法人に対する自主的な寄附等を可能とすることについて検討する。

オ 国は、独立行政法人を一の受託者として、委託金を支払うことを妨げない。

カ 独立行政法人においては、国の複数の会計からの収入がある場合など、必要に応じて、区分経理を行うものとする。

(第46条等関係)

22. 財産の処分等の制限

(1) 認可の際には、処分の相手先、処分時期、処分理由は認可の内容としないこととし、また処分価格についても下限価格を認可するなど可能な限り独立行政法人の自主性を尊重するものとする。

(2) 重要な財産の範囲は、当該財産の独立行政法人の業務運営における物的重要性及び当該財産処分の独立行政法人の財産基盤への影響度を勘案して定めるものとする。

(3) 独立行政法人の重要な財産については、その業務目的のために第三者に使用させることができる。

(第48条等関係)

23. 特定独立行政法人の役員の報酬等

(1) 独立行政法人は、業務の実績を反映した報酬等の支給の状況についても公表するとともに、主務大臣に通知するものとする。主務大臣は、当該支給状況を独立行政法人評価委員会に通知するものとする。

(2) 独立行政法人評価委員会は、各事業年度における業務の評価の一環として、業績を反映する報酬等の支給の基準に基づく報酬等の支給の状況が、第52条の趣旨に適合しているかどうかについても評価を行うものとし、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、勧告をすることができる。

(第52条等関係)

24. 特定独立行政法人の職員の給与

(1) 独立行政法人は、職員の給与について、当該独立行政法人及びその職員の業績が反映される給与の仕組みの導入を図るものとする。

(2) 独立行政法人の業績については、独立行政法人評価委員会によって業務の達成目標が大幅に達成されたとの評価が得られたときや、業務の達成目標が全体として未達成との評価を受けたとき等において、これを考慮するものとするのが適当である。

(第57条等関係)

25. 特定独立行政法人の職員の採用、服務等

(1) 職員の採用

職員の採用については、公正・中立性の確保に留意しつつ、従来の取扱いと比較して独立行政法人の長の判断により採用を行うことができる範囲を拡大するものとする。

(2) 職員に対する服務及び懲戒

① 特定独立行政法人の長は、勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する規程において、職務に関連のある一定の場合の休暇を設けることにより、職務専念義務（国家公務員法第101条）を免除することが可能である。

② 職員の兼業制限（国家公務員法第104条）について、独立行政法人の長が、関連法令の定める一般的基準に従い、兼業の許可を与えることができるものとする。

(3) 勤務評定

独立行政法人の長は、勤務評定を行い、その結果に応じた措置を講じる必要があるが、勤務評定の内容、手続等は、独立行政法人の長の定めるところによるものとする。

(第59条等関係)

26. 国会への報告等

(1) 定員については、行政機関の職員の定員に関する法律等の法定定員制度の対象外となる。

(2) 政府が毎年国会に対して行う特定独立行政法人の常勤職員の数の報告に係る事務は、総務省が行うものとする。

(第60条等関係)

27. 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員

(1) 業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の役員に、秘密保持義務を個別法令で課すものとする。

(2) 業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の役員に、個別法令により刑法その他の罰則の適用についての「みなし公務員」規定等を置くものとする。

(3) 独立行政法人の役員の報酬等の支給の状況に関しては、上記23.(1)及び(2)と同様に取扱うものとする。

(4) 独立行政法人の役員の報酬等は、独立行政法人の業績の評価を踏まえたものとするよう特に配慮することが適当である。

(第62条等関係)

28. 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員

特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の地位等については、次のとおりとする。

① 職員に対する服務及び懲戒については、就業規則で定めるものとする。

② 職員の給与について、上記24.(1)及び(2)と同様に取扱うものとする。

③ 業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の職員に、秘密保持義務を個別法令で課すものとする。

④ 業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の職員に、個別法令により刑法その他の罰則の適用についての「みなし公務員」規定等を置くものとする。

⑤ 国家公務員からの移行職員の退職手当については、国家公務員退職手当法により維持されていた水準を尊重(期間通算を含む。)して措置するものとする。

(第63条等関係)

29. 人事交流の在り方

身分・処遇関係についての制度的取扱い(退職手当、共済給付、災害補償、福利厚生等)については、人事交流の妨げとならないよう措置するものとする。

30. 主務大臣の報告の聴取等

主務大臣の関与できる事項については、法人監督に関する一般的な監督規定は置かず、個別に法令で限定的に規定する。また、必要がある場合に限り個別法令で、独立行政法人に対する公益侵害の是正要求、緊急時の主務大臣の指揮監督権等について定めるものとする。

なお、主務大臣と独立行政法人との間で、業務に関して日常的な連絡調整等を行うことは可能である。

(第64条、第65条等関係)

31. 主務大臣

複数の府省が所管する独立行政法人については、各主務大臣の所管する事項について個別法令により定めるものとする。

(第68条等関係)

32. 個別法令等の作業等

今後は、政府において個別法令等の準備作業に着手するとともに、通則法令、個別法令等の法令事項以外についても、必要に応じ、適切な措置を講ずることを検討する。

33. 労働関係への配慮

政府は、それぞれの独立行政法人に行わせる業務及びその職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮するものとするとしており、この点に十分配慮する必要がある。

(注)ここに引用している独立行政法人通則法案の条文は、それぞれの記述内容に関係の深い代表的なものを参照の便宜のため掲げているものであり、網羅的なものではない。

独立行政法人制度に関する大綱

平成11年1月26日

中央省庁等改革推進本部決定

目 次

1. 独立行政法人制度の基本
2. 独立行政法人の設立等
3. 独立行政法人の運営
4. 財務・会計
5. 公表
6. 評価等
7. 役員
8. 職員
9. 法人登記制度
10. 通則法令、個別法令等の手当ての区分等
11. 労働関係への配慮

下記の方針に基づき、独立行政法人通則法令案等の作成作業等を進める。

1. 独立行政法人制度の基本

独立行政法人の制度を設けるに当たっては、事前関与・統制を極力排し、事後チェックへ重点の移行を図るため、所管大臣の監督、関与を制限するとともに、財政民主主義の観点等からの国の関与も必要最小限のものとする。

2. 独立行政法人の設立等

(1) 法令の整備

独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分、設立その他の制度の基本となる共通の事項を定める独立行政法人通則法令（以下「通則法令」という。）を整備する。

また、独立行政法人の目的及び業務の範囲、通則法令を補う内容等を含め、独立行政法人を設立するための個別の法令（以下「個別法令」という。）を整備する。個別法令においても、独立行政法人の特性に応じた組織、運営が可能となるよう、弾力的な仕組みとする。

(2) 独立行政法人の法人格

独立行政法人は、法人格を有することとする。

(3) 独立行政法人の名称

独立行政法人以外の者がその名称中に独立行政法人という文字を用いてはならないこととし、また、独立行政法人の名称を独立行政法人以外の者が使用することを制限することとする。

なお、独立行政法人の名称に「国立」という文字を用いることの是非について検討する。

(4) 権利義務等の承継等

事務及び事業の独立行政法人への移行に際しては、当該事務及び事業に係る権利義務等の承継や引継ぎについて適切な措置を講ずることとする。

(5) 独立行政法人の設立の審査手続等

独立行政法人の新設に係る機構管理上の審査を行う場合におけるその審査手続については、独立行政法人制度の趣旨・目的にかんがみ、必要最小限の範囲（業務範囲等）とするとともに、その審査に当たっては、関係資料等を必要最小限とするなど、できる限り簡便なものとする。こととする。

(6) 独立行政法人の解散

独立行政法人の解散については、別に定めることとする。

(7) 所管大臣の関与

所管大臣が関与できる事項として、一般的な監督規定は置かず、個別的に次のような事項を法令で限定的に規定する。ただし、所管大臣と独立行政法人との間で、業務に関して日常的な連絡調整等を行うことは可能である。

- ① 独立行政法人の業務及び組織運営の基本事項の認可
- ② 中期目標の設定
- ③ 中期計画の認可等
- ④ 年度計画の受領等
- ⑤ 決算報告書及び財務諸表の承認
- ⑥ 限度あるいは年度を超える短期借入金、中期計画外の重要財産処分等についての認可
- ⑦ 独立行政法人の長及び監事の任免
- ⑧ 中期計画の終了の際の独立行政法人の業務の見直しに基づく所要の措置
- ⑨ 独立行政法人の給与の基準等に関する届出の受理等

また、独立行政法人の業務に関し、違法又は公益侵害を是正する場合における所管大臣の独立行政法人に対する業務是正の命令、独立行政法人からの報告聴取について規定することとする。

なお、特段の必要がある場合に限り、独立行政法人に対する立入検査、緊急時の所管大臣の指揮監督権等について別に定めるものとする。

(8) 財政担当大臣に対する協議

所管大臣は、中期計画の認可等に際しては、財政担当大臣に協議しなければならないものとする。

(9) 内部組織

独立行政法人の役員に関するもの以外の内部組織は、法令で定める基本的枠組みの範囲内で、独立行政法人の長が決定し、その決定や変更・改廃は所管大臣に報告するものとし、従来型の組織管理手法の対象外とする。

3. 独立行政法人の運営

(1) 業務

① 独立行政法人が行う業務は、法令により定められる本来業務及びそれに附帯する業務に限られるものとする。

② 独立行政法人による出資等は、独立行政法人の本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの以外には認めないものとし、法令に定めがある場合に限る。

(2) 独立行政法人の業務及び組織運営の基本事項

① 独立行政法人は、業務に関する具体的事項等その業務及び組織運営の基本事項を定めるものとする。

② 所管大臣は、府省に置かれる評価委員会の意見を聴いて、基本事項を認可するものとする。

③ 独立行政法人の長は、同様の手続により基本事項を変更することができることとする。

(3) 中期目標

① 独立行政法人の中期目標について、所管大臣は、3年以上5年以内の期間内で、業務の内容や性質に応じて、次のような目標をできる限り数値により定めることとする。

イ 中期目標の期間

ロ 業務運営の効率化に関する目標

ハ 国民に対して提供するサービス等の業務の質の向上に関する目標

ニ 財務内容の改善に関する目標

ホ その他業務運営に関する目標

なお、独立行政法人の業務の性格に応じた目標の設定となるよう特に配慮するものとする。

② 所管大臣は、当該中期目標を定める場合には、府省に置かれる評価委員会の意見を聴かなければならないものとする。

③ 所管大臣は、独立行政法人の業務に係る重大な事情の変更等の特段の必要がある場合には、同様の手続により中期目標を変更し、又は中期目標に定めた期間の終了前に新たに中期目標を定めることができることとする。

④ 所管大臣は、新たに中期目標を定める場合には、廃止される中期目標に基づき、当該中期目標廃止までの期間の法人の実績を評価しなければならないこととする。

(4) 中期計画

① 中期目標を達成するための中期計画について、独立行政法人の長は次のような事項を定めることとする。

- イ 中期目標で定められた期間
- ロ 業務に関する計画
- ハ 財務に関する計画
- ニ 施設・設備に関する計画
- ホ 人員に関する計画
- ヘ 給与等勤務条件に関する計画（注）
- ト その他個別の法人の業務の性格に応じて定める計画

（注）一定の方法により算定された人件費の見積りが含まれる。

② 所管大臣は、府省に置かれる評価委員会の意見を聴いて、財政担当大臣と協議して、中期計画を認可するものとする。

③ 中期計画は、必要に応じ、計画期間中の変更も同様の手続により可能とする。

④ 所管大臣は、法人の業務に係る事情の変更等の特段の必要がある場合には、独立行政法人の長に対し中期計画の変更を行うよう命じることができるとする。その場合には、上記の手続により中期計画の変更を行うものとする。

(5) 年度計画

① 独立行政法人の長は、中期計画の期間中の各事業年度の業務運営に関し、中期計画の事項を年度ごとに具体化した年度計画（予算を含む）を定めることとする。

② 年度計画については、所管大臣への届出を要するものとする。

③ 所管大臣は、年度計画が中期計画と適合していないと認める場合に限り、府省に置かれる評価委員会の意見を聴いた上で、独立行政法人の長に対して、当該年度計画の変更を求めることができるものとする。

④ 年度計画は、必要に応じ、年度中の変更も同様の手続により可能とする。

(6) 中期計画期間中の業務運営の改善等の措置

① 独立行政法人は、業務運営や役職員の処遇等に関して、府省に置かれる評価委員会の評価結果を反映するように努める。また、年度計画や中期計画の策定に当たっては、府省に置かれる評価委員会の評価を踏まえるものとする。

② 所管大臣は、府省に置かれる評価委員会の評価結果を踏まえて、中期目標の設定、中期計画の認可、独立行政法人の長等の人事を行うものとし、任期途中の独立行政法人の長の交代等もあり得るものとする。

(7) 中期計画終了の際の見直し

所管大臣は、中期計画の期間の終了の際に、評価委員会の意見を聴いて、独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他当該組織及び業務の全般にわたる検討を行うとともに、その検討結果を業務の継続、業務運営の方法（中期目標の設定、中期計画の認可等）、組織の在り方、長等の人事等に反映させるよう所要の措置を講ずるものとする。

4. 財務・会計

(1) 資本等

独立行政法人の資本等については、次のとおりとする。

- ① 独立行政法人には、資本金を置くことができるものとする。
- ② 独立行政法人は、その設立に当たり国からの出資を受け入れることができるものとする。別に法令に定めがある場合には、地方公共団体や民間からの出資を受け入れることができるものとする。
- ③ 独立行政法人に対する土地、建物等の現物出資も可能とする。現物出資される財産の価額は、時価を基準に評価することを原則とし、資産評価委員が評価することとする。
- ④ 独立行政法人は、必要があるときは、中期計画の定めるところにより、増資を行うことができるものとする。減資は、別に法令を定めて行うことができるものとする。
- ⑤ 国有財産等の無償使用も可能とする。

(2) 事業年度

独立行政法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(3) 会計基準

- ① 独立行政法人の会計については、適切に情報開示を行うために、独立行政法人の財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とし、発生主義の考え方を導入する。
- ② 独立行政法人においては、その財政状態を明らかにするため、貸借対照日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、正しく表示するものでなければならない。
- ③ 独立行政法人においては、その運営状況を明らかにするため、すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、かつ、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。
- ④ 独立行政法人の会計基準は企業会計原則によることを原則とするが、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加えるものとする。

⑤ 独立行政法人に共通に適用される包括的かつ詳細な規定や、各独立行政法人の多様性を考慮し、これを補う内容等の規定を、省令等の形式で措置する。

(4) 国の予算上の措置

① 考え方

イ 独立行政法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではない。独立行政法人への移行後は、国の予算において所要の財源措置を行うものとする。

ロ なお、独立行政法人に対する移行時の予算措置に当たっては、移行前に必要とされた公費投入額を十分に踏まえ、当該事務及び事業が確実に実施されるように、十分に配慮するものとする。

② 予算措置の手法

イ 独立行政法人に対する予算措置については、所管大臣が予算要求を行うものとする。

ロ 独立行政法人に対する国の予算措置については、中期計画に定めるところに従い、運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算編成の中で確実に手当てする。具体的には次のいずれかの方法によるものとする。

【手法1】 中期計画において計画期間中の予算措置の総額を定め、国庫債務負担行為として予算に計上する。各年度予算においては、これを具体的に歳出化する。

【手法2】 中期計画において計画期間中の予算額算定のためのルールや投資計画を定める。各年度の予算編成においては、ルールの具体的適用や投資計画の実現を図る。

③ 運営費交付金

イ 独立行政法人の事業の運営のため、国は運営費交付金を交付する。

ロ 運営費交付金はいわば「渡し切りの交付金」として措置する。国の予算においては、独立行政法人ごとに、例えば一項一目を立て、使途の内訳は特定しない。

ハ したがって、運営費交付金を財源とする独立行政法人の支出予算については、その執行に当たり、国の事前の関与を受けることなく予定の使途以外の使途に充てることのできるものとする。また、法人において年度内に遣い残しが生じた場合であっても翌年度に繰り越すことのできるものとする。

④ 独立行政法人に対する施設費等

イ 独立行政法人の施設費等に係る経費であって、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置する。(注)

ロ 上記の経費は、国の予算においては、必要に応じ繰越明許費として計上する。

ハ 措置された施設費等は、上記の枠組みの中で、中期計画に定めた範囲内で弾力的に執行する。

(注) 投資的経費であっても公債発行対象でない経費は、運営費交付金の中で措置する。

⑤ 人件費

イ 所要の予算措置は、運営費交付金の中で手当てする。

ロ 運営費交付金の算定の基礎として、人件費相当額について、あらかじめ一定のルールを定めることができる。

⑥ 寄附金・受託収入・手数料等

イ 独立行政法人に対する寄附金、外部からの受託収入、手数料収入、入場料収入等については、別段の定めのあるものを除き、法人の収入に直接計上することとし、国の会計の歳入・歳出外で扱う。

ロ 国は、独立行政法人を一の受託者として、委託金を支払うことを妨げない。

ハ 独立行政法人においては、国の複数の会計からの収入がある場合など、必要に応じて、区分経理を行うものとする。

(5) 借入金等

① 独立行政法人は、中期計画に定める限度において、短期借入を行うことができる。短期借入金は、年度内償還を原則とし、やむを得ず借入が限度あるいは年度を超える場合には、所管大臣の認可を得るものとする。所管大臣は、認可を行う際には財政担当大臣と協議するものとする。

② 独立行政法人は、長期借入及び債券発行を行うことができない。ただし、別に法令に定める場合にはこの限りでない。当該法令においては、認可手続、償還計画等の所要の事項についても併せて定めるものとする。

③ 独立行政法人の長期借入及び債券発行に係る債務について政府が債務保証を行う場合には、別に法律で定めるところによる。

(6) 余裕金の運用方法

① 独立行政法人の余裕金について、安全資産に限り運用を認めるものとする。

② 安全資産の範囲については所管大臣が定めるものとする。

(7) 重要な財産の処分

① 独立行政法人の重要な財産の処分については、中期計画に記載することにより可能とし、中期計画外のものは、個別に所管大臣の認可を得るものとする。所管大臣は、認可を行う際には財政担当大臣と協議するものとする。

なお、重要な財産の範囲は所管大臣が定めるものとする。

② 独立行政法人の重要な財産については、中期計画に定める範囲内で第三者に使用させることができる。

(8) 利益剰余金等

① 毎事業年度の利益剰余金の扱いは次の通りとする。

イ 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算上の利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した損失の補てんに充て、なお残余があるときは、その残余のうち、所管大臣が独立行政法人の経営努力により生じたものとして認定する額については、あらかじめ中期計画に定める一時的な用途の範囲で使用できるものとする他、積み立てることとする。

ロ 独立行政法人は、上記イの残余のうち所管大臣が経営努力により生じたものとして認定しない額については、これを積み立てることとし、②に定める国庫納付及び当該事業年度以降に生じた損失を補てんすること以外には使用することができないこととする。

② 中期計画期間終了時の扱いについては、上記①に定めるものの他、利益剰余金（中期計画期間中に積み立てられた利益剰余金も含む）が存在する場合においては、例えば半額を積み立て半額を国庫納付する等別に法令で定めることとする。

③ 独立行政法人は、損失が出た場合において、積立金を減額して整理することとし、なお不足がある場合には繰り越すこととする。

④ 上記の処理は、毎事業年度の利益剰余金処分計算書により行う。

(9) 財務諸表の作成等

① 独立行政法人の財務諸表は、以下のとおりとする。

イ 貸借対照表

ロ 損益計算書

ハ 資金収支計算書

ニ 利益剰余金処分計算書

ホ 上記の附属明細表

ヘ その他

② 独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、これに当該事業年度の決算報告書を添え、監事（会計監査人による会計監査が義務付けられた独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人）の意見を附

して、翌年度の6月30日までに所管大臣に提出しなければならないものとする。

③ 独立行政法人は、財務諸表及び決算報告書を所管大臣に提出した後、その承認を受けなければならないものとする。所管大臣は、承認を行うに当たっては、府省に置かれる評価委員会の意見を聴かなければならないものとする。

④ 所管大臣は、財務諸表及び決算報告書を承認後、財政担当大臣に通知するものとする。

(10) 会計監査人による監査

① 一定規模以上の独立行政法人については、会計監査人による会計監査を義務付けるものとする。

② 会計監査人による監査を義務付ける独立行政法人の規模については、例えば、資本金、運営費交付金の額等を勘案して定めるものとする。

(11) 税制等

独立行政法人に関して次の措置を講ずる。

① 国税

ア 独立行政法人について、出資形態などその具体的内容に応じ、法人税法上の公共法人とする等の所要の措置

イ 独立行政法人に対する寄付金については、特定公益増進法人並みの扱いとする等の所要の措置

② 地方税

独立行政法人に対する税制に関し、国の事務・事業の実施主体が独立行政法人へと変わることにより、法人住民税、法人事業税、不動産取得税、固定資産税等について、法人の出資内容等に応じ、現在の国に対する非課税措置を継承する等の所要の措置

なお、その際、国有資産等所在市町村交付金に係る措置の扱いについて検討する。

5. 公表

独立行政法人は、次のような事項を、官報等への公告、事務所における備付け等により公表するものとするとともに、電子媒体でアクセスすることも可能となるようにする。

- ① 業務の概要
- ② 財務諸表
- ③ 決算報告
- ④ 中期計画及び年度計画
- ⑤ 業務の実績

- ⑥ 監事（会計監査人による会計監査が義務付けられた独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人）の監査結果
- ⑦ 役員に関する事項
- ⑧ 給与等勤務条件に関する事項
- ⑨ 基本事項
- ⑩ その他所要の事項

（注）府省に置かれる評価委員会の評価結果の公表について、独立行政法人においても上記①から⑩と同様に行うものとする。

6. 評価等

独立行政法人の業務の評価等については、次のとおりとする。なお、独立行政法人については、その制度の趣旨にかんがみて独自の評価等の仕組みが設けられるため、その他の分野についての政策評価等の機能との重複を防止する必要がある。

（1）府省に置かれる評価委員会の構成等と業務の内容

① 府省に置かれる評価委員会の構成等について、評価委員は外部有識者から所管大臣が任命するものとし、各府省において当該評価委員会の事務局機能を果たす部局を特定するものとする。

② 府省に置かれる評価委員会の業務の内容は次のようなものとする。

イ 業務に関する評価基準の設定及びこれに基づく評価

（業務・組織運営に関する改善措置等の所管大臣への勧告を含む。）

ロ 中期目標についての所管大臣への意見

ハ 独立行政法人の中期計画・年度計画の認可等に当たっての所管大臣への意見

ニ 独立行政法人の役員の給与の基準等に関しての意見

ホ 所管大臣が中期計画終了時に行う組織及び業務の検討に当たっての意見

ヘ 所管大臣が各法人の決算報告書及び財務諸表について承認を行うに当たっての意見

等

（2）総務省に置かれる評価委員会の構成等と業務の内容

① 総務省に置かれる評価委員会の構成等について、評価委員は外部有識者から総務大臣が任命するとともに、総務省において評価委員会の事務局機能を果たす部局を特定するものとする。

② 総務省に置かれる評価委員会の業務の内容は次のとおりとする。

イ 府省に置かれる評価委員会の実施した評価結果に関する意見表明を（総務大臣を通じて）独立行政法人の所管大臣に行う。

ロ 独立行政法人の民営化・主要な業務の改廃等の勧告を（総務大臣を通じて）独立行政法人の所管大臣に行う。

ハ 独立行政法人に関する公表資料を取りまとめ、公表する（「独立行政法人に関する報告書」；毎年1回作成）。このため公表資料について、独立行政法人の所管大臣は、（総務大臣を通じて）評価委員会に報告するものとする。

7. 役員

(1) 役員の任命等

① 独立行政法人に長、監事を置くほか、業務の性質、規模等により、別に法令に定めるところにより理事等の役員を置くことができる。なお、監事は複数置くものとし、そのうち1名以上は外部の者を起用するものとする。

② 独立行政法人の長、監事は所管大臣が任命するものとする。独立行政法人の長は常勤とする。

③ 理事等の役員の人数枠の規定の範囲内で独立行政法人の長が理事等の数を決定し任命する。なお、独立行政法人の長は、理事等の数について、所管大臣に報告するものとする。

④ 役員についての任期、欠格条項、行為制限等について規定する。

⑤ 独立行政法人の長等を公募する場合には、その選任手続は、公正性を担保しつつ適材を得るよう留意するものとする。

(2) 役員の給与等

① 独立行政法人は、役員の給与及び退職金（以下「給与等」という。）の支給の基準を社会一般の情勢（国家公務員の給与等の事情の勘案を含む。）に適合したものとなるよう定め、所管大臣に届け出るものとする。所管大臣は、府省に置かれる評価委員会の意見を附してこれを公表するものとする。

② 役員の給与等のうち賞与に関する報奨については、府省に置かれる評価委員会が、業績評価の結果に基づき必要な措置について意見の表明を行う。所管大臣はこれを公表するものとする。独立行政法人の長は、府省に置かれる評価委員会の意見の表明を勘案しつつ、役員の報奨を決定し、所管大臣に届け出るとともに、これを公表するものとする。

③ 業務の性質等に応じ、一定の国家公務員の身分を与えない独立行政法人の役員に、秘密保持義務を法令で課すものとする。

④ 業務の性質等に応じ、一定の国家公務員の身分を与えない独立行政法人の役員は、法令により刑法その他の罰則の適用について「みなし公務員」規定等を置くものとする。

⑤ 福利厚生については、基本的に職員と同じ扱いとする。ただし、国家公務員退職手当法は適用しないものとする。

8. 職員

(1) 独立行政法人の職員の身分

独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して必要と認められるものの職員については、国家公務員の身分を与えるものとし、こうした法人以外の法人の職員については、国家公務員の身分を与えないものとする。どの独立行政法人がいずれの類型となるかについては、上記の基準に照らし、個別法令により決定するものとする。

(2) 国家公務員の身分を与えない独立行政法人の職員の地位等

国家公務員の身分を与えない独立行政法人の職員の地位等については、次のとおりとする。

① 独立行政法人の職員は、独立行政法人の長が、その定める基準により任命するものとする。

② 職員の給与その他の処遇については、当該独立行政法人の業務の実績及び当該職員の業績が反映されるものとする。

③ 独立行政法人は、職員の給与等の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを所管大臣に届け出るとともに、公表するものとする。

④ 職員に対する服務及び懲戒については、就業規則で定めるものとする。

⑤ 業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の職員に秘密保持義務を法令で課すものとする。

⑥ 業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の職員は、法令により刑法その他の罰則の適用について「みなし公務員」規定等を置く。

⑦ 労働関係については、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法等の適用を受けるものとする。

(3) 国家公務員の身分を与える独立行政法人の職員の地位等

国家公務員の身分を与える独立行政法人の職員の地位等については、次のような事項について規定の整備を行うものとする。

① 労働基本権の扱いについて、団結する権利及び団体交渉を行う権利（労働協約を締結する権利を含む。）の付与並びに争議権の禁止については国営企業労働関係法と同じ扱いとするものとする。職員団体制度は採らず、現業職員と同様、労働組合法等の規定によるものとする。

② 職員の身分保障について、現業職員に係る国家公務員法の身分保障と同じ扱いとするものとする。

③ 定員について、行政機関の職員の定員に関する法律等の法定定員制度の対象外とするが、政府は毎年国会に実員報告を行うものとする。

(4) 国家公務員の身分を与える独立行政法人の職員の採用等

① 国家公務員の身分を与える独立行政法人の職員の任命は、独立行政法人の長が行うものとする。

② 国家公務員の身分を与える独立行政法人の職員の採用等については、公正・中立性の確保に留意しつつ、従来の取扱いと比較して独立行政法人の長の判断により採用を行うことができる範囲を拡大するものとする。

(5) 国家公務員の身分を与える独立行政法人の職員の給与等

国家公務員の身分を与える独立行政法人の職員の給与等の勤務条件について、次のとおりとする。

① 職員の給与制度について、独立行政法人及びその職員の業績が反映される給与等の仕組みを法令、中期計画及び独立行政法人の長の決定の組合せにより導入するものとする。

② 職員の給与等について、「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」より柔軟な仕組みとするものとする。

このために、例えば、次のような方法を検討する。

イ 職員の給与については、当該独立行政法人の業績及び当該職員の実績が反映されるものとし、独立行政法人においてはその趣旨に沿った運用に努めるものとする。職員の給与は、他の国家公務員及び民間の給与等を考慮して定めるものとする。

ロ 独立行政法人の長は、職員の給与に関する規程を定め、所管大臣に届け出るとともに、これを公表するものとする。

ハ 独立行政法人の長は、中期計画の「給与等勤務条件に関する計画」において、職員の給与に関する計画を定めるものとする。

ニ 独立行政法人の長は、中期計画及び年度計画に照らして、職員の給与を適正に決定するものとする。

ホ 職員の賞与に関する報奨については、府省に置かれる評価委員会が独立行政法人の業績に対する評価を行った場合には、当該独立行政法人の長は、当該業績評価を勘案し、これを決定するよう努めるものとする。

ヘ 独立行政法人の長は、上記により、職員の給与を決定し、これを所管大臣に届け出るとともに、公表するものとする。

ト 独立行政法人の長は、職員の勤務時間等に関する規程を定め、所管大臣に届け出るとともに、これを公表する。

チ 職員の勤務条件に関する事項は、団体交渉並びに中央労働委員会のある場合、調停及び仲裁の対象とするものとする。

(6) 国家公務員の身分を与える独立行政法人の職員の定年等

職員の定年、能率等についての規定について検討する。

(7) 国家公務員の身分を与える独立行政法人の職員の服務及び懲戒

職員に対する服務及び懲戒については、国家公務員法の服務及び懲戒に関する規定と同じ取扱いとしつつ、研究者が学会に出席する場合等、必要に応じ、次のような措置を講ずるものとする。

① 職員の兼業制限等について、独立行政法人の長が、一定の要件や基準に合致する場合には、兼業等の許可を与えることができるものとする。

② 職務専念義務の特例として、職務に関連のある一定の場合には、独立行政法人の長の判断により、職務専念義務を免除することができるものとする。

(8) 国家公務員の身分を与える独立行政法人の職員への国家公務員の育児休業等に関する法律等の適用

育児休業等について、国家公務員の育児休業等に関する法律等と同じ取扱いとするものとする。

(9) 福利厚生

独立行政法人の職員の医療保険、年金、退職手当、災害補償及び雇用保険について、次のとおりとする。

① 医療保険及び年金について、国家公務員の身分を与える独立行政法人、国家公務員の身分を与えない独立行政法人ともにその職員については共済制度を適用するものとする。

② 退職手当について、国家公務員の身分を与える独立行政法人の職員には、国家公務員退職手当制度を適用するものとし、国家公務員の身分を与えない独立行政法人の職員についても、国家公務員退職手当法により維持されていた水準を尊重（期間通算を含む。）して措置するものとする。

③ 災害補償について、国家公務員の身分を与える独立行政法人の職員には、国家公務員災害補償法と同じ取扱いとするものとし、国家公務員の身分を与えない独立行政法人の職員には、労働者災害補償保険法を適用するものとする。

④ 雇用保険について、国家公務員の身分を与える独立行政法人の職員については、国家公務員退職手当法に基づき現行の国家公務員と同様の退職手当が支給されることから雇用保険法は適用しないものとする。

し、国家公務員の身分を与えない独立行政法人の職員については、例外的に別途雇用保険の適用除外となる措置が講じられない限り適用するものとする。

(10) 宿舍の使用

国家公務員宿舍について、国家公務員の身分を与える独立行政法人、国家公務員の身分を与えない独立行政法人ともにその職員については国家公務員宿舍制度を適用するものとする。

(11) 人事交流の在り方

身分・処遇関係についての制度的取扱い（退職手当、共済給付、災害補償、福利厚生等）については、人事交流の妨げとならないよう措置する。

9. 法人登記制度

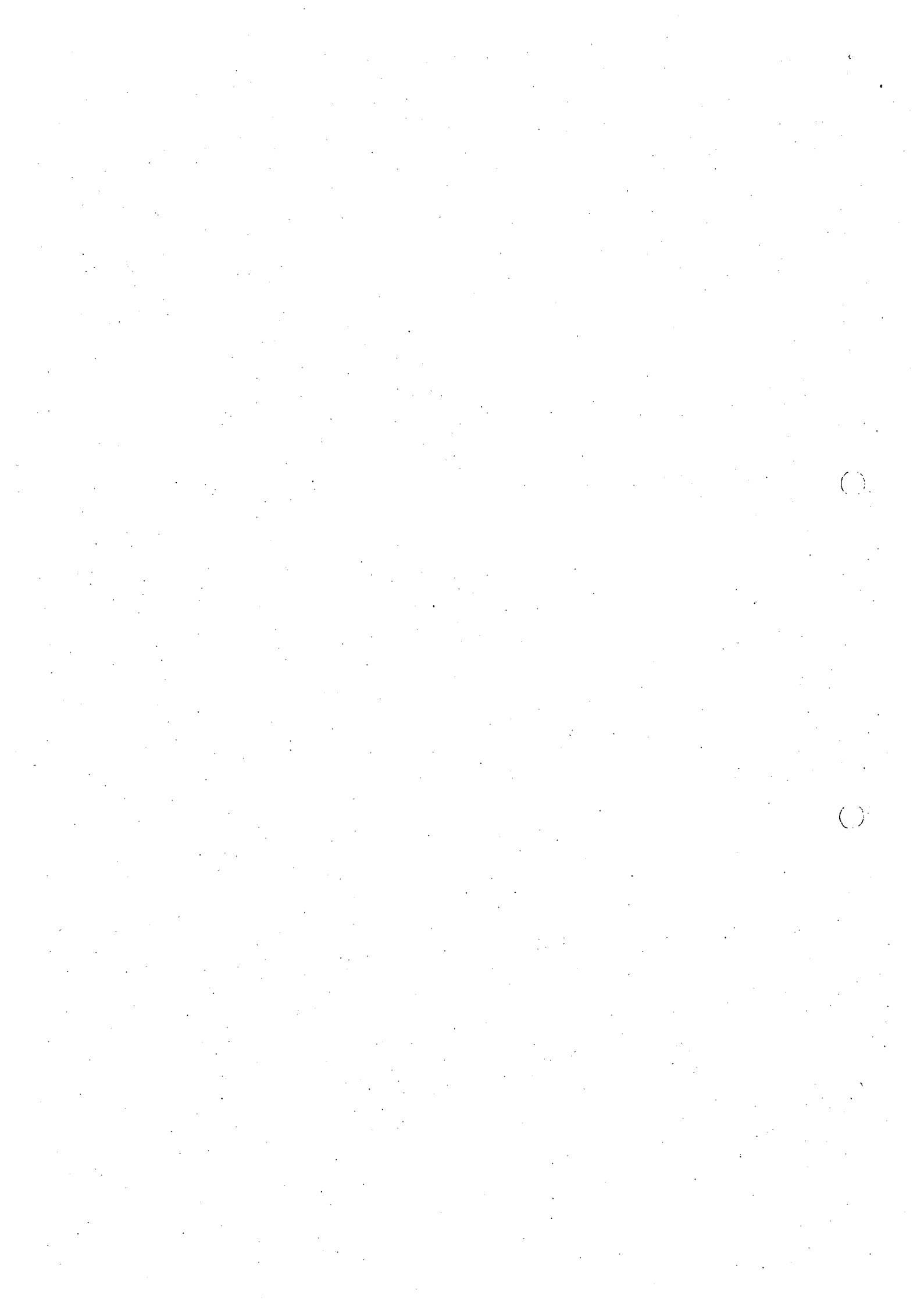
独立行政法人の登記について、登記をすべきこととされた事項について、登記をもって対抗要件とすること等、法令により所要の措置を講ずる。

10. 通則法令、個別法令等の手当ての区分等

今後の作業に当たっては、以上の事項を通則法令、個別法令その他のいかなる形式において手当てするかについても、併せて吟味する等法制面の詳細な検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

11. 労働関係への配慮

政府は、それぞれの独立行政法人に行わせる業務及びその職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮するものとするとしており、この点に十分配慮する必要がある。



最 終 報 告 (抜 粋)

平成 9 年 1 2 月 3 日

行政改革会議

Ⅳ 行政機能の減量（アウトソーシング）、効率化等

1 基本的な考え方

(1) 「Ⅲ 新たな中央省庁の在り方」で述べたとおり、国の行政の役割を見直す基本的な視点は、「官から民へ」、「国から地方へ」にある。

この観点から行政を見直すことは、同時に、組織、事務・事業について、官民の役割分担、地方分権、民間能力の活用の見地からの見直しを徹底的に進めていくことでもある。

(2) これに当たり、行政機能の減量（アウトソーシング）は、重要な課題となる。事務・事業の民営化、民間移譲を行うとともに、それが困難な事務・事業であっても、政策の企画立案機能と実施機能の分離という基本的な考え方に立って、実施機能については、外局（実施庁）制度及び独立行政法人制度を活用し、その自律的、効率的な運営の徹底を図る。

また、事務・事業において、行政機関自らが行う必要性が乏しく、民間に委託した方が効率的な事務・事業は、その委託を大幅に進める必要がある。

(3) 同時に、国の行政の果たすべき役割を見直す観点からは、行政による民間活動や地方行政への過度の関与を改め、規制の撤廃・緩和や補助金等の大幅な整理を行うべきことは言うまでもない。規制行政や補助行政の見直しが徹底して進められなければならない。

(4) 上記のような見直しは、当然、組織・定員の減量に結び付く。本省、外局、施設等機関、地方支分部局等を通じ、これに対応して組織の整理・簡素化を積極的に進めるとともに、定員についても、大幅な削減を進めるべきである。

2 減量（アウトソーシング）の在り方

(1) 現業の改革

① 基本的な考え方

ア 現在、現業としては、郵政事業、国有林野事業、造幣事業及び印刷事業があるが、これらの現業については、以下により抜本的に改革すべきである。

イ 現業は、国民経済上必要なサービスを提供する公的責任をもった「国の経営する企業」であり、基本的に採算性、企業性格を有するものであるため、次のような視点による見直しを行う。

α 主体的で創造性に富む柔軟な業務運営を認めることを通じて、効率化を推進する。

β 任務の適正な遂行を基本としつつ、組織・人員のスリム化、民間委託等を推進する。

γ 国が責任をもって実施する必要がある部分については、そのために必要な仕組みを整備するとともに、国民に必要なサービスを確保するため、必要に応じ、制度的な手当てを行う。

ウ 以上の観点に立ち、検討した結果、下記のとおり結論とする。

② 郵政事業

ア 郵政三事業一体として新たな公社（郵政公社）とし、法律により、直接設立する。（5年後に郵政公社に移行）

イ 新たな公社とすることにより、以下の点を実現する。

α 独立採算制の下、自律的、弾力的な経営を可能とすること。

（事前管理から事後評価への転換）

- ・ 主務大臣による監督は、法令に定める範囲内に限定。
- ・ 予算及び決算は、企業会計原則に基づき処理するとともに、国による予算統制は必要最小限（毎年度の国会議決を要しない）。

（年度間繰越、移流用、剰余金の留保等を可能）

- ・ 中期経営計画の策定、これに基づく業績評価の実施。

（経営に関する具体的な目標を設定）

- ・ これらにより、民営化等の見直しは行わない（国営）。

β 経営情報の公開を徹底すること。

- ・ 財務、業務、組織の状況、経営目標と業績評価結果など経営内容に関する情報の徹底公開。

γ 職員の身分については、設立法により、国家公務員としての身分を特別に付与すること。

- ・ 団結権、団体交渉権を付与し、争議権は付与しない。
- ・ 一般職の国家公務員と同様の身分保障を行う。
- ・ 総定員法令による定員管理の対象から除外する。

ウ 剰余金の国庫納付については、その是非を含めて合理的な基準を検討する。

エ 資金運用部への預託を廃止し、全額自主運用とする。

オ 郵便事業への民間企業の参入について、その具体的条件の検討に入る。

カ 報奨金制度については、経営形態の見直しに併せて検討する。

③ 国有林野事業

森林行政には、国有林、公有林、私有林全体を対象とする森林一般行政と、国有林野事業に関する行政が存在することを踏まえ、今後の国の行政として、森林全体に対してどのようにかわるかを整理すべきである。

国有林野事業について、莫大な累積債務が生じ、事実上の破綻状態に陥っている状況を冷厳に受け止め、現行の事業形態・組織にとられず、国の関与や財政負担の在り方、管理組織等について、抜本的な改革を行うことが必要である。

ア 森林の機能及び森林行政一般に関する考え方

a 森林の機能には、国土保全、水資源涵養、環境保全、保健休養等の公益的機能と、林産物供給機能とがあるが、木材自給率の現状や木材市場の実態等を踏まえれば、今後の国の森林行政全体及び国の所有する森林への関与は、林産物供給機能よりも、公益的機能の発揮に重点を移行していくべきである。

b 森林行政の重点を公益的機能の発揮に移行するとしても、国の政策的関与は必要最小限とし、可能な限り、国から民間、地方公共団体等に対してゆだねていくべきである。

c 国の森林所有管理についても、公有林、私有林を通じた流域ごとの森林管理の考え方の下で行うべきである。

イ 国の森林所有管理の在り方

a 国の森林所有管理に関する実施部門については、現在の独立採算制を前提とした現業としての形態は廃止する。

b 国の森林所有管理実施部門の役割は、森林管理計画の策定、森林管理業務の企画、森林管理業務の発注、森林の公益的機能発揮のための規制等に限定する。

c 実際の森林の維持管理に直接かわる現場業務については、基本的に、国の森林管理実施部門により直接行わず、民間、地方公共団体等に対して委託、発注する。

d 国の森林管理実施部門は、可能な限り、効率的で主体性のある業務の実施を行い得るものとするとともに、組織要員の規模は必要最小限のものとし、効率的な組織を構築する。

ウ 組織・要員の合理化、財務健全化

a 現在の組織・要員については、雇用問題及びこれまでの労使関係に十分配慮しつつ、徹底した合理化、縮減を図る。

b 現在国が所有管理している土地、立木等については、処分可能なものは、民間、地方公共団体等に対し売却し、財務健全化にも寄与すべきである。

c 累積債務については、財政構造改革会議の検討結果に基づき適切に処理する。

④ 造幣・印刷事業

造幣・印刷事業について、今後、経営形態の在り方を検討する。

(参考)

新たな公社及び独立行政法人について

性格	新たな公社	一般の独立行政法人
	国の企業(国営)	国の事務・事業
基本的な考え方	独立採算の下に置かれ、企業性格の強い事業について、法人格を付与し、企業的な組織・業務運営を行う	公共的な事務・事業について、独立の法人格を有する法人を設け、弾力的・効果的な組織・業務運営によって、効率性・質・透明性の向上を図る
対象業務の性格	国民経済上必要なサービスを提供する事業であって、採算性、企業性格を有するもの	完全に民間の主体にゆだねることのできない公共的な性格を有する業務であって、国が自ら直接実施する必要があるとまでは言えない業務
職員の身分	国家公務員	業務の性格に応じて、国家公務員であるもの、国家公務員でないものの両類型あり
財源等	独立採算が基本	独立採算によることが適当でないものについては、国からの交付金など所要の財源措置
設立形式	個別の設置法により設置	共通法に基づき、法令により設置
その他	独立行政法人の仕組みのうち、中期的目標管理、評価など、新型公社においても応用可能なものについては、極力取り入れる	

(2) 独立行政法人の創設

① 基本的な考え方

ア 目的

国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現する、という行政改革の基本理念を実現するため、政策の企画立案機能と実施機能とを分離し、事務・事業の内容・性質に応じて最も適切な組織・運営の形態を追求するとともに、実施部門のうち一定の事務・事業について、事務・事業の垂直的減量を推進しつつ、効率性の向上、質の向上及び透明性の確保を図るため、独立の法人格を有する「独立行政法人」を設立する。

イ 制度の基本概念

α 独立行政法人制度においては、各法人の目的・任務について、それぞれの設置法令において明確に定めるとともに、この目的・任務を達成するための業務及び組織運営の基本的な基準・仕組みについては、当該法令又はこれに基づく規則によって定めることとする。また、主務大臣の独立行政法人に対する監督・関与は、法人

の業務及び組織運営に関する基本的な枠組みに限られるものとする。

b これらの仕組みにより、各法人の目的・任務は明確化され、各法人が自らの判断・裁量により国民のニーズとは無関係に自己増殖的に業務を拡張することは防止される。

また、主務大臣の監督・関与を制限することにより、法人運営の細部にわたる事前関与・統制を極力排し、組織運営上の裁量・自律性（インセンティブ制度）を可能な限り拡大することにより、弾力的・効果的な業務運営を確保して、効率化・質の向上といった国民の求める成果の達成を重視する事後チェックへ重点の移行を図ることも可能となる。

c さらに、業務の結果について評価し改善する仕組みを導入するとともに、業務内容、業績、評価等についての情報公開を徹底し、事業継続の必要性、民営化の可否等について、定期的な見直しを実施することとする。

（注）これらに際し、憲法上の財政民主主義の観点等から、国の一定の関与は要請されるが、これについては、独立行政法人の自律性・自主性を損なわないよう、必要最小限のものとする必要がある。

ウ 対象業務

a 行政改革の趣旨にのっとり、現在国が実施している事務・事業については、次の観点から、実施主体について所要の見直しを行うこととする。

ア) 民間の主体にゆだねることが可能なものについては、極力、民間の主体にゆだねる。

イ) 一方、専ら強度の公権力の行使に当たるなど、国の行政機関が直接実施すべき事務・事業については、国が直接の主体となって実施する。

b 現在国が実施している事務・事業の中には、上記のいずれにも該当せず、国自らが主体となって直接実施しなければならないものではないが、民間の主体にゆだねた場合には、当該事業が必ず実施されるという保証がなく、実施されないときには、国民生活や社会経済の安定等に著しい支障を生ずるものが存在する。

こうした事務・事業について、その公共的性格にかんがみ、独立行政法人を設けて、その実施を行わせることにより、事業の确实・適正な実施を確保する。

エ 職員の身分に関する考え方

独立行政法人の職員の身分は、原理的には現行と同じままの国家公務員とは相容れないものと考えられる。しかしながら、独立行政法人制度の創設に伴い、円滑な移行その他諸般の事情にかんがみ、職員の身分について、国家公務員の身分を与えることとし、併せて、国家公務員としない類型も設けることとする。

a 職員身分の類型

○ 国家公務員型と非国家公務員型の2つの類型を設ける。

○ 国家公務員型のものは、一定の要件に該当する場合には、非国家公務員型となり得ることとする。この場合、国家公務員型から非国家公務員型への移行に際しては、当該法人の設置法の改正を要する。したがって、移行の必要性・妥当性について、国会の審議（国民の判断）を経た上で、移行が実施されることとなる。

○ また、当初から非国家公務員型であるものも、当然、あり得る。

b 類型区分の基準

○ 個別の業務が国家公務員型と非国家公務員型とのいずれに当たるかについては、当該法人の目的・任務や、業務の性質等を総合的に判断して決まることとなる。その場合における不可欠な区分基準として、以下の点がある。

ア) 当該業務が停滞等を生じた場合、国民生活・社会経済の安定に直接、著しい支障を来すと認められるものについては、争議権の行使により業務停滞が生ずることは不相当であるため、職員の身分は国家公務員とする。

イ) 一方、争議権行使による業務停滞等があっても、直ちに国民生活・社会経済の安定に著しい支障が生ずるとは認められないものについては、非国家公務員とする。

○ 個別の具体的な業務が上記のいずれに該当するかは、その時々々の社会経済情勢や国民の意識により決まることとなる。したがって、上記のア) に該当する業務が、社会経済情勢や国民意識の変化によって、イ) に移行することもあり得るものである。

c 身分の付与の形式

○ 全ての独立行政法人に共通する設立根拠法において、職員の身分について、国家公務員型・非国家公務員型の2類型を規定する。

○ 個別の業務がいずれの類型に該当するかは、個別の設置法令において規定する。

d 職員の身分と制度設計の関係

○ 職員の身分が国家公務員であるか、国家公務員でないかによって、労働基本権、給与等勤務条件、服務、刑罰、定員管理等について差異が生じるが、それ以外の制度設計（中期的目標管理、財務運営、情報の公開、定期的見直し等）については、職員の身分の相違は影響を及ぼさない。

オ その他

独立行政法人の対象となる業務及び当該業務に従事する職員の身分の類型を具体的に決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労使関係に配慮することが必要である。

② 具体的な制度設計

制度の基本概念を踏まえ、各法人の目的・任務を明確化する一方、各法人に対して極力自律性、自発性を与えるような制度設計とする。さらに、客観的な評価体制を確立し、国民のニーズに的確に応えるよう、業務の定期的な見直しを制度化する。

ア 法人の運営

α 基本的な枠組みの設定

法人の目的・任務については、各法人の設置法令において定め、この目的・任務を達成するための業務及び組織運営の基本的な基準・仕組みについては、当該法令又はこれに基づく規則によって定めることとする。

法人の業務及び組織運営に関する基本的な枠組みは、これらの法令等に基づき、長が定めることとし、長は案を作成し、主務大臣の認可を経るものとする。（設立時においては、設立行為の一環として決定する。）

こうした仕組みを通じて、各法人の目的・任務を明確化するとともに、本体業務及び附帯業務以外への出資等を認めないことを明らかにすることによって、法人の業務や関連組織等が、資本関係、取引関係、人的関係を通じて、国民のニーズとは無関係に自己増殖的に膨張することに対し、厳しい歯止めをかけることとする。

一方、主務大臣の独立行政法人に対する監督・関与は、基本的に以上の範囲に限り、それ以上の細部にわたる監督・関与は行わないものとし、法人の自主的・自律的な運営を可能とすることが必要である。

β 中期的目標・業務計画による管理

ア) 主務大臣による目標の付与

中期的な期間（3～5年）で達成すべき、財務、サービス水準の向上、合理化等に関する目標（以下「中期的目標」という。）を主務大臣が長に提示する。なお、中期的目標は、できる限り、数値による目標とする。

イ) 中期計画の策定

長は主務大臣が提示した目標を達成するための中期（3～5年）の業務計画（以下「中期計画」という。）の案を策定し、主務大臣の認可を受ける。

主務大臣は、中期計画の認可に当たっては、各省の運営評価委員会の審議を経るとともに、財政担当大臣に協議するものとする。

ウ) 年度計画の策定

長は中期計画にのっとり、各年度の業務計画（半期の計画を含む）を策定するとともに、これを主務大臣に提出する。

イ 独立行政法人のトップマネジメント

長（1名）、監事（複数）及び運営会議を置く。ただし、監事については、外部の者の起用を義務付ける（いわば社外監査役）。なお、業務の性格、規模等により、別途の方式（理事会等）を採ることもあり得るものとする。

長及び監事は主務大臣が任命することとし、長については、公募により選任することができることとする。

ウ 組織機構・人事

α 組織機構

基本的な枠組みは各法人の設置法令及びこれに基づく規則において定め、詳細事項については長の権限において定める。

β 職員の処遇等

給与水準、人事制度等については、基本となる仕組み及び基準は各法人の設置法令及びこれに基づく規則において、詳細事項は中期計画において、それぞれ規定する。また、職員の任免、異動、人事評価等は、長が行うものとし、職員の給与・賞与、昇進等について、各人の業績が反映される仕組みの導入及び運用を行う。

エ 職員の身分・制度設計

α 国家公務員型

ア) 労働基本権、身分保障の扱い

- 団結権及び団体交渉権（協約締結権を含む）は付与し、争議権は付与しない。
- 身分保障については、法定事由でなければ、意に反して、降任、休職、免職されない。

イ) 勤務条件の決定

- 給与・勤務時間等の勤務条件及びこれらに関する規程については、独立行政法人の長が中期計画の範囲内で裁量により決定する。
- これらの勤務条件は労働協約の対象とし、労使交渉が不調の場合、中央労働委員会の調停、仲裁へ移行する。

ウ) 服務等

- 法令及び上司の命令に従う義務、争議行為の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限、兼業の制限、営利企業の役員等との兼業禁止、離職後における営利企業への就職に関する制限等を課する。（国家公務員法の適用）
- 刑法の虚偽公文書作成、公務員職権濫用、収賄、公務執行妨害、名誉毀損の特例等の適用がある。

エ) 定員管理

- 行政機関職員定員法等の法令定員制度の対象としない。
- 主務大臣が毎年国会に実員報告を行う。
- 中期計画及び年度計画の目標の中に人員及び人件費の効率化目標を掲げ公表する。

β 非国家公務員型

ア) 労働基本権、身分保障の扱い

- 労働三権を付与する。
- 降任、休職、免職等の身分保障については、就業規則において規定する。

イ) 勤務条件の決定

- 給与・勤務時間等の勤務条件及びこれらに関する規程については、独立行政法人の長が中期計画の範囲内で裁量により決定する。
- これらの勤務条件は、労働協約の対象とする。

ウ) 服務等

- 服務については、就業規則等により決定する。
- 業務の性質に応じて、「みなし公務員」規定又は個別の罰則の適用規定を置く。

エ) 定員管理

- 中期計画の範囲内で長の裁量により決定する。
- 中期計画及び年度計画の目標の中に人員及び人件費の効率化目標を掲げ公表する。

オ 財務・会計

a 企業会計原則の適用

財務に関しては、原則として企業会計原則によることとする。

b 運営費の交付

法人が行う事業の運営費（対象事業に係る手数料等の事業収入を除く。）については、必要な場合、各省の運営評価委員会の評価を経て、一定のルールに基づき算定した金額を、国が交付する。

c 固定的投資経費

中期計画に規定された投資計画に要する費用で国が支出するものについては、国は、運営費の交付とは区分して、法人に交付等を行う。

d 剰余金の取扱い

剰余金については、中期計画期間中において、留保（積立て）を認める。法人の経営努力により生じた剰余金（各省の運営評価委員会が認定した額に限る。）については、中期計画期間中、当該計画に規定した用途の範囲内における使用を認める。中期計画完了時における累積剰余金については、次の中期計画策定時に、各省の運営評価委員会の審査を経て、主務大臣が処分（国庫収納又は継続留保）を決定する。

e 予・決算等の提出

法人は、毎事業年度、予算、財務諸表、決算報告等を作成し、主務大臣に提出する。この場合において、主務大臣は、所要の確認等を行うものとする。

カ 評価体制

a 評価機関

独立行政法人の評価の客観性を担保し、恣意性を極力排除するため、総務省に置かれる全政府レベルの評価機関と各省に置かれる評価機関を設置する。また、それぞれの評価機関の機能の重複を避けるため、役割の峻別、明確化を図ることとし、具体的には以下のとおりの機能分担とする。

ア) 総務省に置かれる評価委員会

- d) 独立行政法人の民営化、主要業務の改廃等の勧告
- b) 各省の運営評価委員会の評価結果に関する意見の表明
- c) 各独立行政法人に関する公表資料の取りまとめ及び公表（「独立行政法人白書」；毎年1回作成）等

イ) 各省に置かれる運営評価委員会

- d) 独立行政法人の中期計画、年度計画の審査
- b) 独立行政法人の業務に関する評価基準の設定及び評価
- c) 業務、組織運営に関する改善措置等の大臣への勧告
- d) 各大臣が独立行政法人に対して設定する中期目標に関する意見の表明
- e) 独立行政法人の長、役職員に対する報奨等、必要な措置の勧告等

b 評価機関の組織

評価機関の組織については、専門性、実践的な知見を重視するとともに、客観性、中立性を担保できる体制とする。

ア) 総務省に置かれる評価委員会

- d) 委員 外部有識者から総務大臣が任命。
- b) 委員長 総務大臣の任命又は委員の互選による。
- c) 事務局 総務省内の行政評価・監察を担当する部局を事務局とする。

イ) 各省に置かれる運営評価委員会

- d) 委員 外部有識者から各大臣が任命。
- b) 委員長 各大臣の任命又は委員の互選による。
- c) 事務局 各省の当該省全般にわたる評価機能を担当する部局を事務局とする。

c 評価結果の反映

評価委員会の評価結果については、以下のとおり、法人の運営等に反映させるものとする。

ア) 中期的目標・中期計画への反映

評価を踏まえた改善点等について、次年度計画はもとより、次期中期的目標・中期計画にも反映させる。年度ごとの業務実績に係る評価を踏まえ、期間途中でなくても必要に応じ、中期的目標・中期計画の変更・改善を行う。

イ) トップマネジメントへの反映

評価結果を長・役員等の人事に反映する。必要な場合には、任期途中の交代もあり得るものとする。

ウ)職員の処遇への反映

評価結果を踏まえ、職員のボーナス等に一定の増減を行うなど、職員の処遇に反映する。

キ 公表

透明性を確保する観点から、法人は、徹底的な情報公開を行うものとし、具体的には、毎年度、以下の事項について、公表するものとする。

- a 業務の概要
- b 財務諸表
- c 決算報告
- d 中期計画・年度計画
- e 各省の運営評価委員会の評価結果
- f 監事の監査結果
- g 役員に関する事項 等

ク 定期的な見直し

中期計画の期間終了時において、業務継続の必要性及び組織形態の在り方について見直しを行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとする。また、見直し結果は、公表する。

この定期的な見直しは、当該法人の関連組織・業務の全容を対象とすることとし、これにより、国民のニーズからかけ離れた、法人の業務・組織の自己増殖については、直ちに廃止・縮小の措置が採られることとなる。

見直しに当たっては、各省の運営評価委員会による業務成果の評価を踏まえ、当該運営評価委員会の議を経て、主務大臣が所要の措置を決定することとする。

定期的な見直しについては、独立行政法人の設置根拠法に明確に位置付け、制度化する。

ケ 人事交流

政策の企画立案部門と実施部門の連携を図り、実状を踏まえた政策の立案、政策の迅速・的確な実施への反映を確保する観点から、必要に応じ、省庁と独立行政法人の間の人事交流を行う。

人事交流に当たっては、省庁の一方的な判断によることなく、両者が対等の立場で、合意に基づき行われることが必要である。

コ 設立形式

全ての独立行政法人に共通する設立根拠法を設け、独立行政法人の組織・運営に関する基本的な事項及び共通の事項を規定し、共通原則を制度化する。

個々の独立行政法人の設立については、原則として、各法人の設置法令によることとする。なお、独立行政法人の対象業務には、多種多様なものが想定されることか

ら、設立根拠法においては、個々の独立行政法人の業務運営に関し、特性に応じた組織・運営が可能となるよう、弾力的な仕組みとする。

③ 独立行政法人の対象業務と設立の考え方

ア 対象業務の考え方

次の要件を満たす事務・事業を、独立行政法人化により業務の効率性、サービス等の質及び透明性の向上が図られるものとして、独立行政法人の対象とする。

α 業務の性質上、次の要件を満たす事務・事業であること

ア) 国民生活・社会経済の安定等の公共上の見地から、その確実な実施が必要とされること

イ) 国が自ら主体となって直接実施しなければならない事務・事業（注）ではないこと

ウ) 民間の主体にゆだねた場合には必ず実施されるという保証がないか、又は公共的な事務・事業として独占して行わせることが必要なものであること

β 独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがあること

（注）国が自ら主体となって直接実施しなければならない事務・事業

○ 私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる事務・事業

○ その性質上、国が自らの名において行うのでなければ成立しない事務・事業

○ 災害等国の重大な危機管理に直結し、直接国の責任において実施することが必要な事務・事業

イ 設立の考え方

α 独立行政法人の対象業務については、事務・事業の対象、地域、性質等の類似性・同質性に着目し、できる限り統合・一元化するとともに、利便性等国民のニーズに即応した編成とする。

β 独立行政法人とする場合においても、その業務については、民間委託、指定法人の活用等、徹底した民間能力の活用と業務の効率化を図るものとする。

γ 独立行政法人は、担当する業務に応じ、複数の省庁から監督を受けることがあり得るものとし、その場合にあっては、そのうちの中心的な省庁が主管省庁として、独立行政法人の管理に関する部分を所管する。

ウ 対象となる具体的業務

α 上記の考え方を踏まえ、独立行政法人化の検討対象は、幅広く設定すべきである。その上で政府は、独立行政法人化に向けて、具体的検討を進めるものとする。（なお、独立行政法人化の検討対象となり得る業務として、当会議の論議で取りあげられたものを整理して、別表1・2に掲げた。）

b 検討に当たっては、各業務類型ごとに以下の点に留意する。

ア)試験研究

- 直接行政活動に携わるなど特別な業務に当たるもの及び政策研究機関を除き、原則として独立行政法人化を図る。その際、可能な限り統廃合を進める。
- 独立行政法人化に当たっては、研究機関間で柔軟な資源配分等を図る必要性等を勘案し、複数機関を括り法人格を付与することを検討する。

イ)文教研修

- 国立学校以外のものであって広く民間人を対象として研修を実施しているものについては、民営化又は地方移管を検討する。

(注)国立大学については、人事・会計面での弾力性の確保など種々改善する必要がある。現行の文部省の高等教育行政の在り方についても改善が必要。しかし、大学改革は長期的に検討すべき問題であり、独立行政法人化もその際の改革方策の一つの選択肢となり得る可能性はあるが、現時点で早急に結論を出すべき問題ではない。

- 民営化又は地方移管が困難な場合にあつては、一定規模以上のまとまりのある研修施設は単独で、小規模の研修施設は統合して、独立行政法人化の検討を行う。
- 行政機関の職員のみを対象とする研修施設は、独立行政法人化の対象としない。

ウ)医療厚生

- 国立病院・療養所については、今後、計画的な整理・統廃合を進め、高度かつ専門的な医療センターやハンセン病療養所等を除き、独立行政法人化を図る。これに当たっては、国立病院・療養所の政策医療ネットワークの機能を阻害しないように留意する。

- 国立更生援護機関については、業務の性格にかんがみ、独立行政法人化の対象としない。

エ)作業施設

- 民営化、民間移譲、廃止又は地方移管が可能なものを除き、業務の性格を勘案し、原則として独立行政法人化を図る。

オ)その他の公的事務・サービス業務

- 検査検定業務については、規制緩和を徹底し、廃止又は民営化するものを精査した上、残ったものについて独立行政法人化を検討する。
- 航空管制については、保守点検等の業務の民間委託を積極的に進める必要がある。

◆ この表は、独立行政法人の検討対象となりうる業務として行政改革会議の論議で取り上げられたものを整理したものである。

別表1

独立行政法人化等の検討対象となりうる業務

●試験研究	●文教研修・医療厚生	●検査検定
-------	------------	-------

<p>開発土木研究所 航空宇宙技術研究所 金属材料技術研究所 放射線医学総合研究所 防災科学技術研究所 無機材質研究所 国立環境研究所 醸造研究所 国立科学博物館 国立国語研究所 国立文化財研究所 国立健康・栄養研究所 農業研究センター 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 畜産試験場 草地試験場 果樹試験場 野菜・茶業試験場 農業工学研究所 農業試験場 蚕糸・昆虫農業技術研究所 家畜衛生試験場 食品総合研究所 国際農林水産業研究センター 森林総合研究所 水産研究所 養殖研究所 水産工学研究所</p>	<p>【*は、工業技術院研究部門】 産業技術融合領域研究所* 計量研究所* 機械技術研究所* 物質工学工業技術研究所* 大阪工業技術研究所* 名古屋工業技術研究所* 生命工学工業技術研究所* 地質調査所* 電子技術総合研究所* 資源環境技術総合研究所* 北海道工業技術研究所* 九州工業技術研究所* 四国工業技術研究所* 東北工業技術研究所* 中国工業技術研究所* 船舶技術研究所 電子航法研究所 港湾技術研究所 交通安全公害研究所 通信総合研究所 産業安全研究所 産業医学総合研究所 土木研究所 建築研究所 消防研究所</p>	<p>国立公文書館 国立オリンピック記念青少年総合センター 国立婦人教育会館 国立博物館 国立近代美術館 国立西洋美術館 国立国際美術館 国立病院・療養所 工業所有権総合情報館</p>	<p>肥飼料検査所 農薬検査所 農林水産消費技術センター 動物医薬品検査所 食糧事務（食糧検査は民営化） 製品評価技術センター 自動車検査 船舶検査 航空機検査 無線等検査</p>
--	--	--	--

列表 2

●下記については、廃止、民営化、地方移管等を検討した上で、なおこれらになじまない場合に、独立行政法人化の検討対象とする。

●文教研修・医療厚生		●作業施設その他	●検査検定
職域病院→民営化 国立青年の家→民 営化又は地方移管 国立少年自然の家 →民営化又は地方 移管 農業者大学校→民 営化 水産大学校→民 営化	海技大学校→民 営 化 航海訓練所→民 営 化 海員学校→民 営 化 航空大学校→民 営 化	建設機械工作所 →民営化又は廃 止 種苗管理センタ ー→民営化 家畜改良センタ ー→民営化 林木育種センタ ー→民営化 さけ・ます資源 管理センター→ 民間移譲	食糧事務のうち食 糧検査→民営化 真珠検査所→廃止

④ 特殊法人との関係

独立行政法人制度を創設するに当たっては、特殊法人との関係を明らかにしておくことが必要であるが、これについては以下のように整理される。

ア 特殊法人の意義

特殊法人とは、行政に関連する公的な事務を遂行するために、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された公団、事業団、公庫などの総称であり、その定義は極めて形式的な基準によっている。このため、特殊法人とされる法人には、極めて多種多様なものが含まれる結果となっている。

これらの法人は、一面において、行政組織外に独立の法人格を有することにより、行政組織内部では達成されない効率的な業務運営の確立等を目指したものであるが、個々別々の法律に基づき設立されてきたため、組織、運営等についての共通的な準則が存在せず、また、その運営等や在り方にも様々な問題が指摘されるところとなっている。

イ 特殊法人の種類とその整理・民営化

特殊法人の業務の性格は、行政代行的なもの、民間事業者的なもの、組合的なものなど様々であり、その業務内容としても、金融機関、営利目的の特殊会社、基金、共済、財団、研究機関など多種多様なものが混在している。

このような特殊法人の中には、設立当初の社会的要請を概ね達成し、時代の変遷とともにその役割が変質、低下しているもの、民間事業者と類似の業務を実施しており国の関与の必要性が見出し難いものなどが存在している。まず、特殊法人については、その存続の必要性を徹底して見直すとともに、民営化、事業の整理縮小・廃止などが積極的に進められなければならない。

また、個々の特殊法人の中には、その業務の特殊性から現在の特別の形態を維持すべきものもある。

このような徹底した見直しを経て、なお存続が必要であると判断されるものについては、存続する法人としてふさわしい組織形態、業務内容としていく必要がある。

ウ 特殊法人の問題点の克服

特殊法人については、上記のような時代の変遷に伴う役割の低下などに加え、主務官庁による強い事前関与・統制による自律性・自主性の欠如、事業運営の非効率性・硬直性の顕在化、経営内容の不透明性、組織・業務の自己増殖、不要不急な業務の拡張、経営責任体制の不明確性など、従来から様々な問題点が指摘されてきたが、その大きな原因は、これらの問題点を解消するような共通の制度的枠組みが存在しないところにあると考えられる。

今回創設される独立行政法人制度においては、各法人の目的・任務及び業務・組織運営の基本的な基準などが法令等によって明確化され、国民のニーズとは無関係に自己増殖的に業務を拡張することが防止される仕組みとなっている。さらに、目標設定や評価に関する仕組みの導入、弾力的な財務運営、組織・人事管理の自律性の確保、効率化やサービスの質向上に対するインセンティブの付与、徹底的な情報公開、業務の定期的な見直しなど、組織・運営に関する共通の原則が制度化されており、現行の特殊法人について指摘されている問題点は克服される仕組みとなっている。

エ 独立行政法人と特殊法人の関係

独立行政法人制度は、国の行政事務を政策の企画立案事務と実施事務とに区別し、実施事務のうち一定のものについて、行政組織外の独立の法人格を有する主体に実施させることによって、効率性の向上、質の向上、透明性の確保などを実現することを目的として創設されるものである。同時にこの制度は、国家行政組織外の主体によって担われる公的な事務・事業について、その組織、運営等に関する新たな基本原則を確立するものである。

したがって、従来の特種法人等についても、先に述べた徹底的な見直しをまず実施し、なお維持・継続すべきと判断された業務については、独立行政法人化の可否についての検討を視野に入れるとともに、特殊な法人として存置すべきと判断された法人についても、独立行政法人制度のねらいとするところが生かされるよう、適切な運営が図られなければならない。

(3) 施設等機関の見直し

各省庁等の国の行政機関には、現在、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療厚生施設、矯正収容施設、作業施設等の各種の施設等機関が置かれている。

これらの機関については、真に国として必要なものに限定し、それ以外のものについては、民間や地方への移譲を進める必要がある。

また、国の機関として存置する必要性の認められるものについても、中央省庁の再編と併せ統廃合を行うとともに、それぞれの機関の性格に即応して、独立行政法人化を検討する必要があるが(Ⅳ-2-(2)-③参照)、それに先立ち、あるいはそれと併行して、次のような組織の見直しを進めるべきである。

① 国立大学

ア 国立大学改革の基本的な方向

国立大学は、国際化、少子化、高齢化、情報化、産業構造の変化など社会が大きく変化する中で、教育研究の質的向上や組織・運営体制の整備、各大学の個性の伸長、産業界、地域社会との有機的連携、教育研究の国際競争力の向上等に積極的に取り組むことが必要になっている。

イ 具体的な大学改革の方策

α 国立大学の自主的改革の推進と情報公開、評価システムの充実

国立大学の多様性にかんがみれば、各大学が主体性と責任を有し、競争的な環境の中で、特性を生かしつつ諸課題に取り組んでいくことが求められる。このためには、各大学ごとの情報公開と透明性の確保、評価システムの充実をさらに推進する必要がある。

β 組織・運営体制の整備

各大学が主体性と責任を有し、組織として適切な意思決定を行い、実行に移すためには、組織・運営体制の整備が不可欠である。

具体的には、外部との交流促進も含めた人事制度及び会計・財務面での柔軟化を図る必要がある。この際、高等教育行政と各大学の関係を見直し、各大学の自主性を高めるための方策として、外部資金の積極的導入、国費投入・配分基準の明確化・透明化、競争的資金の充実等についても早急に検討を行う必要がある。

γ 大学組織の権限と責任の明確化、事務組織の見直し

学長、学部長などの執行機関の管理運営機能の強化を図るとともに、評議会や教授会などの審議機関についての在り方を見直し、執行機関との間の権限と責任の明確化、意思決定手続の明確化を早急に行う必要がある。また、事務組織の簡素・合理化、専門化についても、早急に整備する必要がある。

ウ 大学改革の進め方

国立大学については、上記のとおり、高等教育行政の見直しも含めた、組織・運営の在り方の改革を早急に推進する必要がある。

さらに、独立行政法人化は、大学改革方策の一つの選択肢となり得る可能性を有しているが、これについては、大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るという長期的な視野に立った検討を行うべきである。また、大学の機能に応じた改組・転換についても、併せて積極的に検討する必要がある。

② 国立病院・療養所

ア 国立病院・療養所のおかれた状況と目指すべき方向

国立病院・療養所については、公私立医療機関の充実や医療の高度化・専門化など医療をとりまく環境の変化を踏まえ、昭和60年以来取り組まれてきた再編成に関する方針を、真に国として行うべき医療に特化する方向で見直すべきである。

イ 再編成方針の見直し

a 政策医療の範囲

上記の基本的な考え方に照らし、現在、国立病院・療養所の役割とされている政策医療の範囲の純化を検討すべきである。例えば、

ア) 緊急・広域の災害医療については、国立病院による対応が不可欠な場合を除き、公私の医療機関に任せることを基本とする。

イ) がん、循環器病、免疫異常等の疾病に対する先駆的医療については、高度専門医療センターや大学附属病院等の高度の研究機能との連携を視野に入れつつ、研究と診療との一体性の確保の可能性を検討し、明確な位置付けのできない施設は再編成の対象とする。

ウ) 結核については、最低限、現在進められている「原則各都道府県1ヶ所」に集約・合理化するなど、その必要性に適合するよう大幅に整理縮小する。

エ) 重症心身障害については、「社会福祉法人等への経営移譲をモデルとして実施」との現在の方針をさらに徹底し、具体的に社会福祉法人への移譲を進める。

など、政策医療の範囲について、民間による供給が不可能か、あるいは民間にゆだねては極めて問題が生じる分野を除いて、機能の縮小・廃止を進めるとともに、全国的な規模・視点で統一的行われる必要がない診療等について、地方移管を進めるべきである。

b 臨床研修の見直し

臨床研修については、研究と研修を第一義的に行う大学附属病院との連携を今後さらに深めていくこととする。

c 再編成促進のための措置

国立病院・療養所の統廃合・経営移譲を一層推進するため、従来の再編成特別措置のさらなる拡充が必要である。

ウ 国立病院・療養所の組織・運営の見直し

国立病院・療養所については、積極的・主体的な効率化やサービス向上、各施設の連携・協力による自律的な活力の維持・増進、各施設の経営内容の公表及び適切な評価を基礎とした経営の改善などが求められている。

このような要請に応え得る組織とするため、高度かつ専門的な医療センターやハンセン病療養所等を除き、独立行政法人化を図るとともに、各施設の事業体としての経営管理体制の確立や、各施設ごとの収支区分の明確化が必要である。また、統一的な経営管理指標に基づく自己点検・外部評価の実施及び公表の仕組みを検討すべきである。

なお、組織の見直しに当たっては、国の医療機関としての責務を果たし得る組織運営体制、今後の再編成計画の策定・実施との整合性、社会情勢の変化に即応して柔軟に組織運営を見直し得る体制の確保に留意する必要がある。

③ 国立試験研究機関

ア 国立試験研究機関の見直し

既存の各省庁が所管する約 90 の国立試験研究機関については、類似研究機関、必要以上に細分化されている小規模研究機関、地域別の研究機関、業種別の研究機関等を原則的に統廃合する。これに際しては、省庁再編に対応し、国として本来担うべき機能にふさわしい業務とするとともに、適切な規模のものとする。また、事務部門、研究支援部門の集約化や重複・共通研究部門の見直し等を行い、組織・人員を効率化するとともに、一方で重要領域に組織・人員を重点化する。

このような国立試験研究機関全体にわたる省庁の壁を超えた統廃合と併行して、国として重要かつ総合的に取り組む必要のある研究分野、広範な行政目的に関係する横断的な研究分野を担う中核的な研究機関を育成することにより、今後のわが国の科学技術への取組みを充実させる。

イ 管理・運営、評価システムの改革

各研究機関の活動の自律性、柔軟性、競争性を高めるために、所長の裁量拡大、人事・予算の弾力化、人材交流の活発化等、管理・運営の仕組みの改善を図る。

また、外部専門家・有識者等も含めた厳正な評価体制を確立して評価結果を公表し、その結果を組織や研究領域の見直し、研究の進め方、予算・定員の配分の見直し、処遇等、さらには政府全体を通じた研究開発政策に反映させる。

ウ 独立行政法人化の必要性

以上のような諸改革を実現していくために、国立試験研究機関（直接行政活動に携わるなど特別な業務に当たるもの及び政策研究機関を除く。）について独立行政法人化すべく、具体的な検討を進める。独立行政法人化に当たっては、基本的に研究機関単位で自律性を発揮しながら業務を遂行していく必要がある一方、研究機関の間でその業務の性格に応じ柔軟な資源配分等を図っていく必要があること等の諸条件を勘案して、法人格を付与する単位を設定する。いずれにしても、競争的な研究が行われるように、できるだけ組織に柔軟性（改廃を含む）をもたせることを重視する。

なお、国立試験研究機関の中には研究開発を行う機関や試験・検査を行う機関の他に、政策研究を行う機関があるが、政策研究を行う機関については、本省が政策機能に重点化していくこととの関連性を踏まえ、全政府的見地からその活用及び組織の在り方を見直す。

④ その他の施設等機関

上記のほか、以下のような見直しを進めるべきである。

ア 検査検定機関

検査検定機関については、その事業の必要性を厳しく見直した上で、民間移譲、廃止を進めるとともに、中央省庁の再編と併せ統廃合を進める。

また、事業の性質に応じて独立行政法人化を検討するとともに、国の事業として残す場合においても、可能な限り部外委託を進め、効率化を図る。

イ 文教研修施設、作業施設

国立学校以外の文教研修施設及び作業施設については、国の行政として行う必要性を見直し、民営化、民間移譲、地方移管等を進めるとともに、中央省庁の再編と併せ統廃合を進めるほか、独立行政法人化など運営の効率化を図る。

ウ 矯正収容施設

矯正収容施設については、矯正収容施設の有する特性を十分考慮しつつ、可能な限り運営の効率化・質の向上を進める。

(4) 民営化、民間委託等の推進

① 基本的な考え方

ア 国の行政として直接実施する必要性が失われ又は減少している業務、あるいは行政サービスとしての存在意義を失い又は存在意義が縮小している業務については、民営化、民間移譲、地方移管又はその廃止を進める必要がある。

イ 行政として必要な業務であるが、当該業務を行政機関自らが（国家公務員が）行う必要性に乏しく、民間に委託した方が効率的である事務・事業については、大幅に民間委託する。

② 民営化、民間移譲の推進

既に前掲(2)-③-イの項で述べたとおり、事務・事業については、何よりもまず、民営化、民間移譲の可能性を十分検討する必要がある。この上に立って初めて、独立行政法人化などの選択肢が検討されるべきである。

民営化、民間移譲の検討対象については、前掲(2)-③-ウの別表に掲げたとおりであるが、アルコール専売、工業技術院の標準実施部門、食糧検査等については、積極的に民営化、民間移譲を検討する必要がある。

③ 民間委託の推進

ア これまでも、以下に掲げる業務については、民間委託が進められてきているが、今後にあつては、個々の業務における部分的な委託のみでなく、一連のまとまりとして、包括的に民間に委託する手法を積極的に採用すべきである。

(民間委託が考えられる事務・事業)

- ・ 社会資本整備（直轄事業の調査、建設、運営、管理業務等）
- ・ 営繕・国有財産管理
- ・ 設備、施設等の管理業務
- ・ 情報処理、統計の処理（集計、データベースの作成・提供等）
- ・ 各種検査検定業務
- ・ 各種国家資格・認定業務
- ・ 国際交流業務
- ・ 普及啓発業務、広告活動
- ・ 各種調査（統計調査*、資料収集、分析等）

* 農林統計等の調査（実査等）

イ 民間委託を進める場合、以下の点に留意する必要がある。

- ・受託可能な民間組織が存在すること。
- ・民間委託を実施することにより総体として効率性が拡大するか否か（サービスの質とコストの比較分析）を検証すること。
- ・検証は可能な限り定量的に行うこと。
- ・選択した手法を公表し、それが最適なものであることの説明責任を負うこと。
- ・合理的な理由なく、委託組織の長期固定化、業務の独占などが生まれることのないよう透明性をもった委託手続をとること。
- ・定期的に見直しを実施するシステムを確立すること。

独立行政法人通則法

独立行政法人通則法

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条－第十一条）

第二節 独立行政法人評価委員会（第十二条）

第三節 設立（第十三条－第十七条）

第二章 役員及び職員（第十八条－第二十六条）

第三章 業務運営

第一節 業務（第二十七条・第二十八条）

第二節 中期目標等（第二十九条－第三十五条）

第四章 財務及び会計（第三十六条－第五十条）

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人（第五十一条－第六十条）

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人（第六十一条－第六十三条）

第六章 雑則（第六十四条－第六十八条）

第七章 罰則（第六十九条－第七十二条）

附則

第一章 総則

第一節 通則

（目的等）

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実

参考資料3

に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

(目的)

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立

(設立の手続)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手続については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、こ

の節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 前条第二項の規定により置かれる役員職務及び権限は、個別法で定める。

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員任期)

第二十一条 役員任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(代表権の制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 業務運営の効率化に関する事項
 - 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

参考資料3

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

（中期目標に係る事業報告書）

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

（事業年度）

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあつては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。

（企業会計原則）

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（財務諸表等）

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公

告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所
所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人
を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監
査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第四条（
第二項第二号を除く。）の規定は、第三十九条の会計監査人について準用する。この場合において、同法
第四条第二項第一号中「第二条」とあるのは、「独立行政法人通則法第三十九条」と読み替えるものとす
る。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大
臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することが
できる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越
した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただ
し、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額
して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部
又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、
その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てること
ができる。
- 4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かな
なければならない。
- 5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借
入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、
当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のた
め償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、
これを借り換えることができる。

- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）
その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員の報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般

の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員)の服務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条までにおいて単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 役員（非常勤の者を除く。次項において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

4 役員は、離職後二年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）の地位で、その離職前五年間に在職していた特定独立行政法人又は人事院規則で定める国の機関と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところにより、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。

(役員)の災害補償)

第五十五条 役員)の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

(役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外)

第五十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。

(職員)の給与)

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員)の勤務時間等)

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一 労働者災害補償保険法)の規定

二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第二十九条から第三十二条まで、第六十二条から第七十条まで、第七十二条第二項及び第三項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四 一般職の職員の給与に関する法律)の規定

五 国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）の規定

六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第五条第二項、第八条及び第十一条の規定

七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

- 2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十二条第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与準則」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第三項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務し、又は勤務していた特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。
- 3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。
- 4 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第七項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第七項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。
- 5 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。

（国会への報告等）

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

- 2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の person 費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

参考資料3

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第五十四条第四項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 この法律の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
- 五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
- 六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。
- 七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。
- 八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。